

## 9月定例記者会見概要

2021（令和3）年9月6日（月）午後2時～  
市役所本庁舎5階 501 会議室

### 1. 市長からの発表

皆さん、こんにちは。月が替わり9月になりましたが、依然、新型コロナウイルスの感染者状況は改善されません。と言うのも、第4波のアルファ株が第5波になって、デルタ株に置き換わったということです。デルタ株に置き換わり、子ども達への感染が進んで家庭内感染が拡がることを危惧しております。先月27日から上野城の天守閣も、これまでになかった赤色に点灯いたしました。市民の皆さんのなかには、「異様である」というような感想をお持ちの方もいらっしゃるかと思いますが、それほどに私達は重大な身の接し方を求められているという風にご理解いただきたいと思います。

新型コロナウイルス関連についてですが、先週、9月3日に報道発表をしましたが、延期していました新型コロナウイルスワクチンの集団接種を9月26日から開始します。

詳細は、お配りの資料のとおりですが、接種日程は、2回接種を2セット、960名分としています。特に伊賀市におきましては、言葉の壁がある外国の方のために、予約受付に支障がでないようにするため先行予約枠を設け、接種の機会をつくりたいと考えています。

また、小中学校ですが、依然として市内の感染状況に改善が見られないことから、13日に予定していた給食の開始日を9月21日に延期することとしました。

また、「三重とこわか国体・三重とこわか大会」の中止が決定され、今後、国体推進課で行う業務が縮小されていくことから、現在、国体推進課に配属している職員を、新型コロナウイルス感染症対策や年度当初より減員となっている所属など、必要とされる所属に段階的に異動させることとします。

### (1)『マイナンバーカード取得で地域を元気に！地域振興券プレゼントキャンペーン』 特設申請会場を開設します

広報いが9月号と同時に、各世帯へご案内チラシを配布しました。キャンペーン期間中は、マイナンバーカード申請のための特設申請会場を、本庁舎と支所に設けます。

本庁舎では、本日（9月6日）から12月28日までの間、国民の祝日を除き毎日開設します。各支所には、9月13日から週ごとに巡回します。

なお、いずれの特設申請会場でも、新型コロナウイルス感染予防のため、事前に予約をしていただくことと、人数制限をしますので、混雑することなく、待ち時間なく手続きしていただけます。予約は、マイナンバーカード申請コールセンターへ

お電話をいただくか、インターネット予約サイトでお申し込みください。マイナンバーカードは、10月20日から健康保険証利用が始まるなど、デジタル化社会で利便性も高まるものになります。この機会に、ぜひマイナンバーカードを取得し、地域振興券を使って、伊賀を元気にしていただきたいと思います。

## (2) 令和3年度(第75回)芭蕉祭の開催について

毎年10月12日の芭蕉さんの命日に開催し、今年で75回目を迎えます。今回は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中でも、1947年から連綿と受け継がれてきた追慕の伝統を途絶えさせることなく続けることとし、今年度は内容を縮小し、感染防止対策をした上で関係者のみでの開催とします。

芭蕉祭当日は、愛染院故郷塚、市駅前の芭蕉翁銅像、芭蕉翁文学碑へ花などをお供えし、芭蕉祭式典では、芭蕉像にお茶・お菓子・花を捧げた後、祭詞奉納、懸額除幕を行います。

毎年、行っている芭蕉翁献詠俳句等特選者への表彰や、全国俳句大会などはありません。

また、芭蕉翁記念館では、9月16日から12月26日まで、芭蕉祭特別展「芭蕉～人を旅する～」を開催します。今回の特別展では、今年度に新たに収集した芭蕉の書簡を公開する初めての機会となります。この書簡は近江の門人、智月に宛てたもので、伊賀で行われた月見の会ともゆかりのある資料です。この資料を含め借用した貴重な資料は、9月16日から10月17日まで特別公開します。

なお、日程につきましては、感染状況により変更する場合があります。

また、来館にあたっては、新型コロナウイルス感染防止対策に十分なお協力をお願いします。

## (3) 職員の休暇制度及び手当制度に関するパートナーシップ制度の適用について

本日(9月6日)から、職員の休暇制度及び手当制度に関するパートナーシップ制度の適用を開始することとしました。伊賀市では、2016年4月1日から「伊賀市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を施行し、全国で3番目に、性的マイノリティの方を対象としたパートナーシップ制度の運用を開始しました。9月1日からは、「三重県パートナーシップ宣誓制度」の運用が開始されたこともあり、性的指向及び性自認にかかわらず、職員が安心して働くことができるよう、職員とパートナーシップの関係にある者に関する休暇の取得や手当の支給を可能とする関係例規の改正を行いました。

改正の内容ですが、資料のとおり、職員とパートナーシップの関係にある者を、届出をしていないが事実上、婚姻関係と同様の事情にある配偶者に含めるようにするものです。これにより職員の結婚休暇、子の看護休暇などの休暇制度並びに扶養

手当、単身赴任手当などの手当制度について、配偶者とパートナーとの差が解消され、「パートナーシップ宣誓書受領証」の交付を受けた職員の当該休暇の取得及び手当の受給が可能となりました。

### 主な質疑応答の概要

#### 【令和3年度（第75回）芭蕉祭の開催について】

記者：芭蕉祭について、書簡が初公開になるということですが、もう現物は届いていますか。

文化交流課：芭蕉翁記念館にあります。

記者：芭蕉祭の記事に現物の写真を添えるために、我々が写真を撮りに行くことはできますか。

文化交流課：学芸員に確認をしてから返答させていただきます。

記者：芭蕉祭自体は規模縮小ということですが、これを見ると例年俳聖殿の内部の公開もやっていたと思いますが、今年は公開されないのですか。

文化交流課：内部に入ることは可能です。

記者：それは公開されて、我々も取材できますか。

文化交流課：はい。当日は、式典の開始前から開けまして夕方まで取材可能です。

#### 【職員の休暇制度及び手当制度に関するパートナーシップ制度の適用について】

記者：パートナーシップ制度について、市職員のパートナーについて適用するということが、市の職員に想定されていますか。

市長：そういう事態が起こっても大丈夫なように事前に整備しておくということです。

記者：制度を先に整えて、待つということですね。

記者：このパートナーシップ制度の現状についてですが、1 条例と 5 規則が変わったということでしょうか。

人事課：6 つの規則が変わりました。

記者：数えたら 5 つですけど、書いて無いのが 1 つあるということですか。

人事課：職員の住居手当に関する規則の改正が 1 つございます。

記者：事実婚の制度は前からあったのですか。

人事課：はい。以前からございました。

記者：事実婚の中にパートナーシップを入れるということですか。

人事課：はい、そのような制度です。

記者：他の自治体はどうですか。県内あるいは県外で同様の制度はありますか。

人事課：県内は、今ホームページ等で見ている限りでは、わからなかったのですが、他県では、このような制度はすでにございます。

記者：他県であるところは、パートナーシップ制度を導入しているということですか。

人事課：はい、そうです。

## 2. 9月の主な行事予定

### (1) 人権啓発パネル展の開催

日 時 会場により異なります  
場 所 本庁、いがまち人権センター  
内 容 「障がい者の人権Ⅱ」、「同和問題Ⅱ」、「水平社宣言」  
担 当 人権生活環境部 人権政策課（電話 0595-26-9683）

### (2) 伊賀市本庁舎アート情報（9月展示）の開催

日 時 9月1日（水）～9月30日（木）※華道は9/6から10/1まで  
※4階ミニギャラリーは緊急事態宣言が解除された翌日から9/30まで  
午前8時30分～午後5時15分（市役所の開庁時間に準ずる）  
場 所 伊賀市本庁舎（4階）市民ミニギャラリー  
（1階）玄関横  
内 容 （4階）伊賀市所蔵絵画 荒木 寛（5点）  
（1階）造 形：「響存 うるし石」（倉貫 徹さん）  
陶 芸：「伊賀 柱」（谷本 貴さん）  
華 道：伊賀華道協会  
担 当 企画振興部 文化交流課（電話 0595-22-9621）

### (3) 子育て相談広場「にんにんパーク」事業の開催

日 時 10月10日（日）午前10時～午前11時30分  
場 所 上野南公園「にんにんパーク」内（伊賀市ゆめが丘七丁目13番地）  
内 容 にんにんパラシュートをとばそうの術  
担 当 健康福祉部 こども未来課（電話 0595-22-9665）  
※新型コロナウイルス感染状況により変更になる可能性があります。

### (4) 「2021年度 郷土の歴史夜咄会」其の32の開催

日 時 9月17日（金） 午後6時～午後7時30分  
場 所 ハイトピア伊賀5階 多目的大研修室  
内 容 「上野成蹊学院と清水玄俊」  
講 師 地域誌「伊賀百筆」編集長 北出 楯夫 氏  
担 当 伊賀市上野図書館（電話 0595-21-6868）  
※新型コロナウイルス感染状況により変更になる可能性があります。

## 3. その他

### 【三重とこわか国体について】

記 者：「三重とこわか国体」について、開催中止という結果になりましたが、県内市町の共通した問題として、開催地である事業者の方に対する補償、財政支援というのが問題になって、県との間でやり取りをしているかと思いますが、そのことについて市長はどのようにお考えでしょうか。

市長：国体は、基本的に県の主管事務でありますので、影響を受ける商業者については、県の方でしっかりとケアしていただきたいと思います。それは、新知事さんにしっかりとやっていただきたいと思います。